

事務連絡
平成24年3月7日

都道府県
各指定都市 障害児支援主管課室 御中
児童相談所設置市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域移行・障害児支援室

障害児支援に係る報酬告示案の送付について

障害児支援の充実につきましては、平素よりご尽力賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、別添のとおり障害児支援に係る報酬告示案を送付いたしますので、これを参考に平成24年4月に向けた給付決定事務等の準備を進めていただきますようお願いいたします。

なお、当該告示案については、3月中旬に別添内容により公布する予定です。

【送付資料】

- ・児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準案
- ・児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準案

※報酬告示の留意事項通知案等は近日中に送付予定。

(担当)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
地域移行・障害児支援室障害児支援係 佐藤、神田、今野
TEL：03-5253-1111（内3037）